

23. ハンセン病研究センター

センター長 宮崎 義継

概要

本邦のハンセン病新規患者数は令和元年 4 名(フィリピン人女性、ミャンマー人女性、ブラジル人男性、日本人男性)であった。国内の新規患者はこのように激減しているが、世界的には現在でも約 21 万人(2018 年)の新たな患者の発生がみられ、当センターではハンセン病の克服に向けた研究や診療支援、研修・啓発活動、国際協力等を実施している。

感染制御部では、らい菌に加え結核菌・非結核性抗酸菌などについて病原体の特徴、ヒトの免疫反応、薬の活性・耐性等の研究や、全国各地から依頼される検査、社会的な啓発活動、社会疫学に関する研究業務などを行い、着実な業績を上げている。またアジアやアフリカ等のハンセン病患者の多い国々に頻回に赴き、医療・研究の協力をを行っている。

国内では平成 13 年 5 月 25 日に、ハンセン病国家賠償訴訟の判決をうけ、小泉総理大臣(当時)が、「ハンセン病患者に対する施設入所施策や一般社会において極めて厳しい偏見、差別が存在してきた事実を深刻に受け止め、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くす決意」を談話の中で表明した。平成 21 年 4 月 1 日には、ハンセン病患者であった方等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずるため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行された。

このようにわが国では、ハンセン病問題は医療上だけでなく、社会的な問題も含んでおり、それらを解決していくためには政府のみならず国民一人一人が、ハンセン病に関する理解や認識を深めていくことが重要と考えられる。不本意な経験をされた患者さんたちが受けたこれまでの経緯、苦痛を勘案すると、日本のハンセン病研究センターの責任は重いが、研究を進める力を持っている日本こそがハンセン病の対応で世界に貢献することを目標に、国際協力も視野に入れた役

に立つ研究、診断と治療に応用できる研究・実学をめざし、センター全体が情報共有を徹底して効率化を図り、協力して研究を推進する努力を続けている。ハンセン病の本質に迫るために成し遂げるべき世界的課題として残る、らい菌の人工的大量培養にも不断の努力を続けていきたい。

当センターのより安全な運用を行うために「安全連絡協議会」を定期的開催し、地域の各行政機関や市民、有識者などの委員からの意見や要望を受け、地域に安心していただける運用を心掛けている。今年度は第 12 回協議会を令和 2 年 2 月 12 日に開催した。

地域住民の方々との良好な関係を築き、ハンセン病・感染症に対する知識の普及・啓発のため、隣接の国立多磨全生園と共催し「市民公開講座」を年 2 回開催している。4 月 13 日に行った「第 23 回市民公開講座」では、宮崎義継ハンセン病研究センター長が「どこにでもいる真菌がおこす病気～恐ろしいカビ～」、感染制御部の宮本友司主任研究者が「ハンセン病の最新研究～病原体の側面から～」、国立療養所多磨全生園看護部の関 由貴子先生が「あなたの手洗い、ただ手を濡らすだけになっていませんか?～あなたの健康を守る、小さな生活習慣～」と題した講演と体験実習を行った。さらに 11 月 16 日の「第 24 回市民公開講座」では、感染制御部の向井徹室長の「流行地におけるハンセン病対策国際協力」、インフルエンザウイルス研究センター 影山 努室長の「スペインインフルエンザ発生から 100 年～最近のインフルエンザ流行状況について」、国立療養所多磨全生園看護部の山川正子先生が「AED の使用方法」と題した講演と体験実習を行った。

ハンセン病の正しい知識の普及・啓発、基礎医学や診断・治療・予防等の臨床医学の充実のため、医学、歯学、薬学、看護学及び医療福祉、医療技術を学ぶ学生や医療関係者を対象に、「ハンセン病医学夏期大学講座」を国立療養所多

磨全生園と協力し、昭和 52 年から毎年度開催している。令和元年度迄に1,661人の者が受講している。令和元年度の第41回夏期大学は8月5日～9日までの5日間実施され、38人が受講した。

国際協力事業

1. 研修生受け入れ事業

中国(Institute of Dermatology, Nanjing, 1名、2018年10月1日～2019年4月30日)から研修生を受け入れた。

2. 国際共同研究と職員の海外派遣状況

ミャンマー連邦共和国: 職員 2 名がミャンマー連邦共和国保健・スポーツ省 医科学局を訪問し、Dr. Khin Saw Aye 副局長らとハンセン病に関する共同研究打合せ・技術移転、及びヤンゴン中央病院ハンセン病診療所視察・情報収集を行った。

中華人民共和国: 職員 1 名が江蘇省南京市の中国医学科学院皮膚病研究所にて開催されたハンセン病の治療・診断に関する国際会議へ参加し、研究成果を発表した。さらに、当該研究所との共同研究の打合せを行った。

ベトナム社会主義共和国: 職員 1 名がハノイ市の国立衛生疫学研究所(NIHE)およびクイニョン市の国立クイホーハンセン病一皮膚科病院を訪問し、現地のハンセン病に関する検査体制の視察と共同研究のための打合せを行った。

インド: 職員 2 名が北インド、アグラ市に出張し、歴史ある国立ハンセン病-抗酸菌症 JALMA 研究所を訪問した。JALMA 研究所の所長 Dr. Shripad Patil および職員 12 名程とハンセン病の診断法、基礎研究に関して研究打ち合わせを行った。隣接する病院も訪問し、ハンセン病患者の診療体制と実情を視察し、最新情報が得られた。

行政検査実績

平成 9 年7月から厚生省(当時)通知によりハンセン病検査要項が施行され、ハンセン病研究センターで行政検査が実施されている。

表 1. 令和元年度(2019年度)行政検査実績

受付検体数(番号)	76
総検査件数	86
病理学的検査件数	51
血清抗体価検査件数	1
PCR 検査件数	30
薬剤耐性遺伝子検査件数	4
実症例数	42

表 2. 行政検査実績の推移

年 度	(番号) 受付 数	総検査 件数	病理 件数	血清 抗体 検査 件数	PCR 検査 件数	薬剤 耐性 遺伝 子 検査 件数	実 症 例 数
H9年度	22	27	7	13	7	0	22
H10年度	23	31	5	21	5	0	31
H11年度	21	33	10	13	10	0	21
H12年度	31	50	19	12	19	0	17
H13年度	693	737	27	657	53	(2)	671
H14年度	195	261	43	138	80	0	154
H15年度	27	54	13	21	20	(3)	23
H16年度	55	98	23	40	35	(4)	37
H17年度	82	104	15	64	25	(3)	72
H18年度	35	62	18	12	32	(10)	29
H19年度	119	163	30	68	47	18	99
H20年度	64	95	14	22	47	12	44
H21年度	32	53	9	9	30	5	25
H22年度	28	51	12	8	25	6	22
H23年度	35	60	14	13	28	5	23
H24年度	43	63	13	15	33	2	33
H25年度	17	26	1	6	15	4	12
H26年度	23	39	0	7	23	9	17
H27年度	18	37	0	8	18	11	14
H28年度	22	34	0	11	18	5	16
H29年度	12	21	0	9	11	1	12
H30年度	43	59	23	10	22	4	27
R1年度	76	86	51	1	30	4	42

検査項目は、病理学的検査、血清抗体価(抗 PGL-I 抗体)検査、PCR 検査、薬剤耐性検査である。

令和元年度(平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月)の検査件数は 42 症例、86 件であった(表 1 参照)。1 回(1 症例)の検査で複数の検査項目の依頼もあった。ハンセン病診断には複数の検査が推奨されているが、各医療機関で実施できない検査が当センターに依頼されるために依頼検査項目に差異が生じている。薬剤耐性遺伝子検査は平成 19 年度から開始した。

42 症例のうち 4 例は「ハンセン病新規患者」と最終診断された。フィリピン人女性、ミャンマー人女性、ブラジル人男性、日本人男性がそれぞれ 1 名ずつであった。

PCR 検査では 5 例が陽性であり、内 4 例に対し薬剤耐性検査を行い、リファンピシン、DDS、キノロンに耐性なしであることを確認した。

皮膚スミア検査のサポートも行い、令和元年度は 51 件のスミア標本の検鏡を行った。うち 3 件については陽性であった。

各年度の検査件数の推移は表 2 の通りである。

ハンセン病の発生動向と検査件数を対比すると、近年は鑑別診断のために行政検査を利用する傾向がみられる。

今後の課題として、明瞭な行政検査 SOP(Standard Operating Procedures)の作成と行政検査の各医療機関への周知徹底、検査依頼の簡素化、検体送付の迅速化、検査結果の迅速通知、治療効果判定への検査利用、などがあり、患者・主治医に一層有益な検査のあり方が求められている。
[森修一、町田聡子、阿戸学、宮崎義継]

らい菌の供給

平成 31 年 4 月より令和 2 年 3 月までの 1 年間において、のべ 11 回、26 匹、3 施設(国内 3)、6 名の研究者に対し、らい菌感染ヌードマウス足蹠、または精製菌の供給を行った。

[前田百美、宮本友司、天内肇]